

●中学校・高等学校免許状について

1 基本的心構え

(1) 社会科教師を目指す学生へ（人文社会学部対象）

- ア 教育職を目指す強い意志＋社会認識力・専門性＋授業力を身につける。
- イ 社会科教育の教育目的・目標に対する正しい理解と教育職を目指すものとしての人間性・高い倫理性を身につける。
- ウ 中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（地理歴史）、高等学校教諭一種免許状（公民）を取得することができる。中・高両方の免許状を取得することが望ましい。
- エ 通常の卒業単位に加えて、教員免許状取得のための必要単位を修得する必要がある。なお、教員免許状取得に必要な科目の中には卒業単位に算入されない科目があるので注意する。
- オ 教員採用試験に合格し、全員が教育職に就くことを目的とする。

(2) 英語教師を目指す学生へ（人文社会学部対象）

- ア 教育職を目指す強い志＋英語力＋授業力
- イ 英語教師の英語力： 文部科学省「英語教育実施状況調査」の結果などを参照
⇒ CEFR [B2 レベル(実用英語技能検定 準1級、TOEFLiBT 80点、TOEIC 730点)以上
- ウ 「英語」の場合は、中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状の両方を取得するのが普通
- エ 通常の卒業単位に加えて、免許状取得のための必要単位を修得する必要がある。なお、教員免許状取得に必要な科目の中には卒業単位に算入されない科目があるので注意する。
- オ 教員採用試験に合格し、全員が教育職に就くことを目的とする。

2 免許状取得に必要な基礎資格及び単位数

(1) 基礎資格

学士の学位を有すること

(2) 単位修得要件

科目区分	単位数	法令上の最低修得単位数		備考
		中一種	高一種	
施行規則第 66 条の 6 に定める科目		8	8	教養教育科目
教科に関する科目		20	20	中・高とも専門科目から計 59 単位以上を修得する。
教職に関する科目		31	23	
教科又は教職に関する科目		8	16	

※「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」のそれぞれ最低修得単位数を超えた単位については、「教科又は教職に関する科目」の単位として計上することができる。

(略称) 免許法： 教育職員免許法 施行規則： 教育職員免許法施行規則

(3) 介護等体験 ※中学校教諭一種免許状取得希望者のみ

中学校教諭一種免許状を取得するには「介護等体験」を行うことが義務づけられている。

社会福祉施設等で 5 日間、特別支援学校で 2 日間の計 7 日間にわたる実習を行う。

本学では 3 年次において、上記実習のほか学内における「事前・事後指導」を履修することで、教科又は教職に関する科目の「介護等体験実習 (2 単位)」を修得することになる。

なお、当該科目は中学校教諭一種免許状を取得する場合（あわせて高等学校教諭一種免許状を取得する場合も含む）の必修科目となる。

(4) 教育実習

教育実習は 4 年次に行う。実習を行うためには、原則として 3 年次前期までに開設されている教科に関する科目及び教職に関する科目の必修・選択必修科目の単位を修得していなければならない。

免許状の学校種（中学校又は高等学校）により、必要な単位数が異なるため、本学では「中学校教育実習 (5 単位)」と「高等学校教育実習 (3 単位)」の 2 科目を開設している。（中学校教諭一種免許状は 5 単位必修、高等学校教諭一種免許状は 3 単位必修）

なお、どちらの学校種で実習を行うかに関わらず、3 週間の実習を行う場合は「中学校教育実習」、2 週間の実習を行う場合は「高等学校教育実習」を選択し、履修登録すること。